平成２４年（フ）第６５６０号
東京都荒川区西尾久８丁目27－３－106
債務者　島本　香代
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５７４号
東京都北区田端新町１丁目２－１－403
債務者　丸林　栄二
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５７５号
東京都立川市高松町１丁目15－７－202
債務者　伊藤　琢美
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５７６号
東京都大田区久が原３丁目４－20　赤保木方
債務者　島崎　文孝
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５８０号
神奈川県川崎市高津区上作延821－６　コーポ85―203
債務者　野副　重行
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５８１号
群馬県館林市楠町992－２　東部第２住宅―６
債務者　青木　広美
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５８２号
千葉県山武市美杉野２丁目７―33
債務者　籠島　秀美（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５８３号
東京都江東区牡丹３丁目23－５
債務者　上野千英子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５８４号
東京都江戸川区中葛西８丁目20－６　アミューズＶ401
債務者　中西真紀子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５８６号
東京都港区台場１丁目３－２－2110
債務者　久保田正芳
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５８７号
東京都渋谷区初台１丁目49－２－203
債務者　八木美江子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５８８号
東京都足立区伊興２丁目５－28－204
債務者　山田　真梨
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５９２号
東京都北区豊島１丁目18－９－202
債務者　米山　　武
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５９８号
東京都渋谷区初台１丁目44―10―304
債務者　松田　静佳（旧氏名蘇靜）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５９９号
東京都渋谷区代々木４丁目34―11―102
債務者　石井　宗明
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部